

『ねんきん定期便』(はがき)の見方について(50歳以上)

1. これまでの年金加入期間

『国民年金 第1号被保険者』欄

- ・ 保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3/4 免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ・ 保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

『国民年金 第3号被保険者』欄

- ・ 昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険(各共済組合制度を含みます。以下同じ)に加入している配偶者(第2号被保険者)に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。
- ・ 第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者(第2号被保険者)が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

『合算対象期間等』欄

- ・ 「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ・ 「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- ・ 「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

2. 老齢年金の種類と見込額

『(1) 国民年金』欄

- ・ 老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である65歳から表示しています。
- ・ 老齢基礎年金の見込額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
国民年金の第1号被保険者期間(未納期間を除く)および第3号被保険者期間
厚生年金保険・船員保険の被保険者期間
- ・ 老齢基礎年金の見込額は、付加年金の金額も含まれています。

『(2) 厚生年金保険』欄

- ・ 老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳からですが、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、かつ受給資格期間が120月以上ある場合は、当分の間、60歳から64歳まで老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受け取ることができます。

※特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なります。

- ・ 被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した特別支給の老齢厚生年金および老齢厚生年金の見込額を表示しています。
- ・ 離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

- ・ 定額部分と報酬比例部分

60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金は「定額部分」と「報酬比例部分」からなっています。

「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。

「報酬比例部分」は、総報酬制導入前の期間（平成15年3月以前）と導入後の期間（平成15年4月以降）に分けて計算したうえで、合計した金額となります。

- ・ 経過的加算部分

上記のとおり、「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。ただし、当分の間は、老齢基礎年金の金額より「定額部分」の金額の方が多いため、65歳以降の老齢厚生年金には「定額部分」から老齢基礎年金を引いた金額が加算されます。この加算額を「経過的加算」といいます。

- ・ 経過的職域加算額（共済年金）

被用者年金制度の一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっていました。この加算額を「職域加算部分」といいます。

被用者年金制度の一元化により年金額と計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の期間（平成27年

9月以前)については、別途「経過的職域加算額(共済年金)」として、公務員厚生年金期間については、当共済組合から、私学共済厚生年金期間については、日本私立学校振興・共済事業団から支給されます。

【参考】これまでの保険料納付額

『(1) 国民年金(第1号被保険者期間)』欄

- ・ 付加保険料納付済期間は、付加保険料を含めて計算しています。
- ・ 国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
- ・ 国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- ・ 国民年金保険料の一部免除(1/4免除、1/2免除および3/4免除)期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

『(2) 厚生年金保険』欄

「各欄共通」

- ・ 被保険者負担額のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、地方公共団体(事業主)と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には地方公共団体(事業主)が報酬または賞与から控除し、地方公共団体(事業主)がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。
- ・ 旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成9年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・ 旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成14年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・ 育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・ 産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・ 3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に保険料納付額を計算しています。
- ・ 厚生年金基金の加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納める保険料)を除いた保険料納付額を計算しています。

「公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)」欄

- ・ 国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・ 国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・ 地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています（*）。
- ・ 国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
- ・ 地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

（*）平成27年10月前の掛金の標準となった給料については、当共済組合において一円単位まで登録されていますが、「ねんきん定期便」では、標準報酬月額の表示に合わせて千円未満を切り捨てて表示しています。

「ねんきん定期便」の保険料納付額は、実際に登録されている掛金の標準となった給料に保険料（掛金）率（小数点以下第4位を四捨五入）を乗じた額について、1円未満の端数を切り捨てて表示しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

- ・ 育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・ 産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・ 3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。